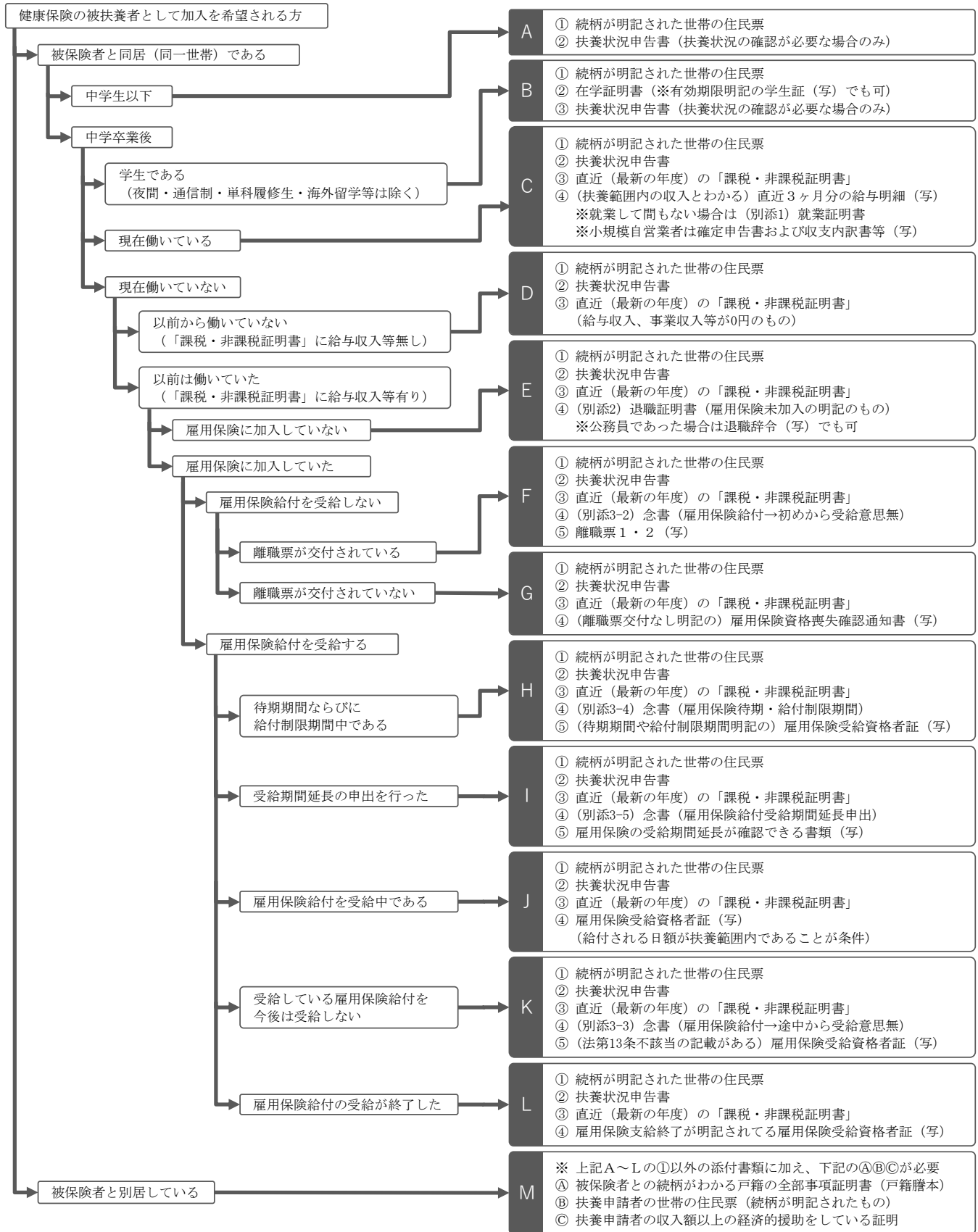


【 参考例 】 扶養確認添付書類フローチャート

(注) 被保険者に配偶者がいる場合は、下記の添付書類とは別に配偶者の所得証明書（非課税・課税証明書、源泉徴収票等）を添付して下さい。

(既に配偶者が被保険者の扶養に入っている場合は所得証明書の添付は必要ありません。)



- ※ 配偶者や扶養義務者の有無等の確認書類として、「戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)」等をご提出いただく場合があります。
- ※ 年金受給者の場合は、直近の「年金振込通知書」もしくは「年金額改定通知書」等、現在の年金額がわかる書類の写しを添付してください。
- ※ 利子・配当収入、家賃収入、不動産収入等がある場合は、その収入額がわかる書類の写しを添付してください。
- ※ 傷病手当金や出産手当金等の社会保険等給付を受けている場合は、給付額がわかる書類の写しを添付してください。
- ※ 病気等により就労能力を失っている者については、診断書や身体障害者手帳等の写しを添付してください。

☆ このフローチャートは添付書類の基本的な例を挙げたものであり、必要に応じて別途書類の提出を求めることがあります。